

# みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

## 令和6年度長崎市人権問題講演会を開催しました!

### 「今、子どもの世界で何が起きているか ～子どもの貧困、児童虐待、ネットトラブルについて考える～」

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して、毎年、人権への関心を高め、理解と認識を深めていただくため、人権問題講演会を開催しています。

今年度は、ジャーナリストの石川結貴さんに、子どもを取り巻く具体的な事例をもとにお話いただきました。



参加者からは、「温かい社会をつくるためのヒントがたくさんあった」、「この講演を聞いて『救われた』と思った」などの言葉が寄せられ、貴重な時間を会場全体で共有することができました。



講師 石川 結貴さん (ジャーナリスト)

石川さんがお話された内容をピックアップしてご紹介します。

#### ○児童虐待と貧困の現状

令和4年度の児童虐待件数は全国で約22万件あり、過去最多を更新しています。また、18歳未満の子どもの7人に1人が貧困状態にあります。

#### ○地域社会での支援の取り組み

フードリボンプロジェクトや子ども食堂など、地域社会での支援活動の実例を紹介。地域社会全体での子どもの見守りと支援が必要です。※フードリボンプロジェクト…子どもが食に困らないように支援するプロジェクト。

#### ○いじめ問題とSNSの危険性

SNSを通じたいじめや誹謗中傷、個人情報の拡散などの問題が起きています。その対策として、保護者や教師は、子どもたちに対してスマートフォンやインターネットの適切な使用方法を指導する必要があります。また、相談窓口の情報提供も必要です。

石川さんが話された「SNSの危険性」について、「インターネットの危険から子どもを守るには？」と題して特集しているよ！  
インターネットの普及によって生活が便利になる一方、トラブルに巻き込まれる可能性もあります。その対策について一緒に考えませんか？



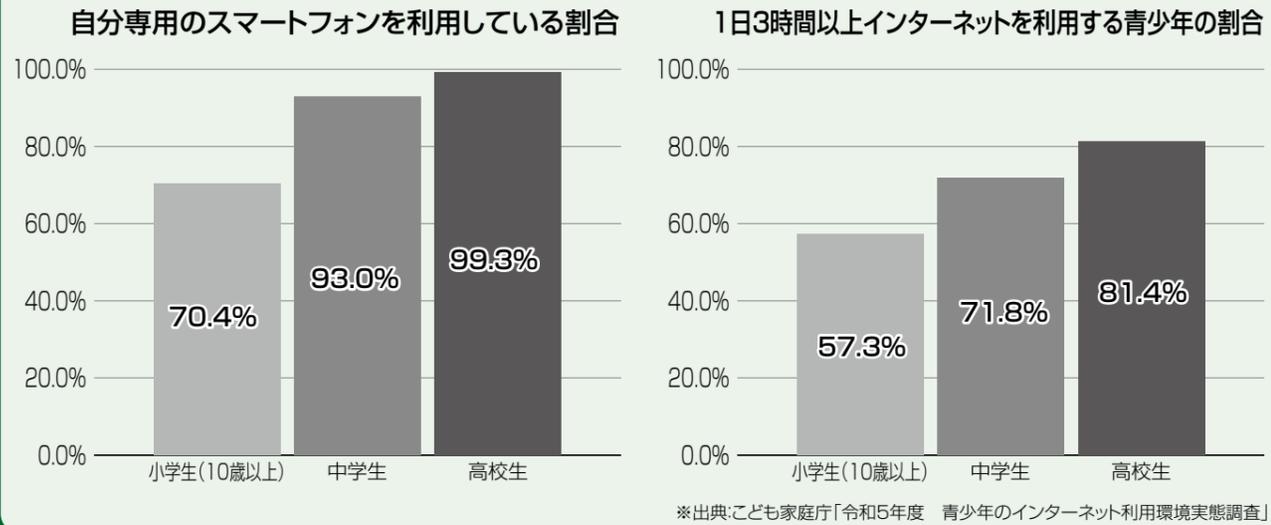
# 特集



# インターネットの危険から子どもを守るには？



## 子どものスマートフォンの所持率等に迫ります



## いったいどのように対策すればいいの？

長崎市では、長崎県が作成している「GIGAワークブックながさき」を活用した情報モラル教育や、PTA役員研修会、子育て研修会、ファミリープログラム等によるメディア研修会を通じて、情報モラル教育の充実を図っています。  
 それでは、トラブルに巻き込まれないための対策を、2つご紹介します。

### ①家庭でのルールづくり

「インターネットやゲームは1日に何時間まで」、「相手とのやり取りの中でトラブルが生じた場合の対処法」など、子どもと家庭でのルールを話し合ってみましょう。ポイントは、「保護者の押し付け」にならないこと。「子どもと一緒に話し合うこと」を意識してルールを決めることが大切です。

### ②フィルタリングの設定

違法・有害情報が掲載されているサイトなどを子どもが閲覧できないようにするために、不適切な情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」を活用しましょう。

皆さん、ご自身が同年代の時と比較していかがですか？

現在は小学生でも自分専用のスマートフォンを持つ人が増えています。それに伴い、インターネット利用に関するトラブルや被害も増えています。

どんなトラブルや被害事例があるか  
 を見てみよう。



最後に…

インターネットに関するトラブルには、「子ども」だけでなく、誰でも巻き込まれる可能性があります。被害にあった場合は、早めに相談しましょう。

## トラブル・被害事例

### ① SNS等での誹謗中傷やいじめ



悪口、根拠のない情報を書き込まれるなど、インターネット上でのいじめや人権侵害が発生しています。

### ② 「闇バイト」へ応募し、犯罪に加担



SNS等で「ホワイト案件」、「短時間高収入」のような甘い文言で募集されている強盗・特殊詐欺等の犯罪に子どもが加担している事件が発生しています。

## 子どもに関する相談窓口

法務省 「LINEじんけん相談」	長崎市 こども相談センター	文部科学省 「子供のSOSの相談窓口」

## その他

法務省  
「インターネット上の人権侵害をなくしましょう」

## みんなに身近な相談者 ～人権擁護委員さん～

人権擁護委員について、皆さん知っていますか？  
 人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

長崎市の人権擁護委員の皆さん(R7.1.1現在50音順 敬称略)

合澤 憲一郎	石橋 智和子	浦川 恭子
加藤 正美	神林 寿人	栗山 洋子
黒岩 英一	澤谷 修造	田中 久美子
田中 法斉	寺井 徳子	飛永 有斗
中路 秀龍	永間 逸男	奈良崎 光広
野口 一男	野口 将司	栢田 忍
松村 正信	宮本 篤	森永 玲
八尋 剛士		



啓発活動「人権の花運動」の成果物掲示の様子

## このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

※様々な相談方法があります。  
 (相談先や研修申し込みについては、裏面相談窓口一覽参照)

人権擁護委員の皆さんは、人権相談以外にも、地域の小学校へ訪問したり、企業などからの依頼により人権研修を行う活動などを行っているよ！  
 研修の申込みは法務局へ！



# 窓口の ご紹介

## アマランス相談（相談専用電話）095-826-4417

## 長崎市人権男女共同参画室

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなど。

- 女性相談員一般相談 ※予約優先 毎日 10:00～12:00/13:00～16:00（年末年始を除く）
- ・水曜日は夜間電話相談も行っています。 水曜日 18:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
- 法律相談 ※一般相談後、要予約 金曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
- 心の健康相談 ※予約優先 月2回 13:00～16:00



相談種別	機関名	電話番号	備考（相談できる時間帯・内容等）
人権擁護委員への窓口相談	長崎地方法務局 人権擁護課 (常設人権相談所)	820-5982	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 万才町 8-16
人権擁護委員への電話相談 ※全国共通ダイヤル	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	こどもの人権 110 番	0120-007-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 ※通話料無料
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語
子どもに関すること	こども・子育てイカオ相談 (長崎市子育てサポート課・ こども家庭センター)	はいつろじますみんなにっこり 822-3725	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 LINE（17:00 まで）、メール、来所、オンライン相談もあります。
	長崎市教育研究所	825-2932	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 いじめ、不登校、ひきこもり等
高齢者に関すること	虐待相談専用電話 (長崎市高齢者すこやか支援課)	827-6499	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 (夜間・休日は市役所代表TEL: 822-8888)
福祉に関すること	長崎市障害福祉課	829-1141	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 障害のある方のためのサービス等
	障害者虐待防止センター (長崎市障害福祉課)	829-1800	24 時間対応 障害のある方への虐待
	長崎市中央総合事務所 生活福祉 1 課、生活福祉 2 課	829-1144	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 生活保護に関すること
	長崎市東総合事務所 地域福祉課	894-1247	
	長崎市南総合事務所 地域福祉課	898-7860	
	長崎市北総合事務所 地域福祉課	814-3400	
	長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)	828-0028	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 生活費や仕事に関すること
精神保健相談ダイヤル (長崎市地域保健課)	829-1311	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 精神保健に関すること	
外国人に関すること	長崎県外国人相談窓口 (長崎県国際交流協会)	820-3377	月～土曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 出島町 2-11 出島交流会館 1 階 在留資格、仕事、生活などに関する相談。※電話、メール、面談 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー 語含む 22 言語
感染症等に関すること	長崎市感染症対策室	829-1172	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 HIV（エイズ）等、感染症に関すること
性的少数者に関すること	長崎県人権教育啓発センター (長崎県人権・同和対策課)	090-5939-5095	LGBT相談デー 第3土曜日 9:30～13:00
犯罪被害者等に関すること	犯罪被害者等支援総合相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1211	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30
被爆者に関すること	長崎市原爆被爆対策部 援護課	829-1149	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 被爆者の健康や生活に関すること
その他	市民相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1231	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 市政相談、一般相談 ※その他の専門相談（法律相談等） は日時が異なるため市民相談窓口（自治振興課）へお問い合わせください。
	消費生活相談専用電話 (長崎市消費者センター)	829-1234	火～日曜日、祝日（年末年始を除く）。月曜日が祝日の場合はその翌平日が休み）10:00～17:00 悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談

### 本人通知制度に登録しませんか？

長崎市では、住民票などの証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合に事前登録者にお知らせする本人通知制度を実施しています。本人通知制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

**登録申込受付場所** 地域センター（黒崎、池島、長浦事務所を含む） ※郵送での申込可

**お問い合わせ先** 長崎市住民情報課 TEL 095-829-1137

※登録、通知について手数料はかかりません。



詳しくはこちら →

